

メリーランド州における少年事件の自動的移送制度について（二・完）

津田雅也

第二章 メリーランド州における逆移送の運用

一 成人裁判所への自動的移送及び逆移送に関する統計

本節においては、メリーランド州少年司法局（DJS: Department of Juvenile Service）がまとめた成人として訴追された少年に関する統計（二〇〇九～二〇一四年¹）を基に、同州における少年事件の逆移送に関する統計を中心に概観する。

（一）年齢等

成人として訴追された少年のうち、七九％は少年裁判所の管轄権を排除する犯罪（exclusionary offense）を少なくとも一つ犯していた。六％の少年は少年裁判所によって管轄権を放棄されていた。一五％は少年裁判所の管轄権を排

除する犯罪を含まず、過去に成人裁判所に移送されたこともなかったが、このうち六一％は一八歳以上の犯罪であり、逮捕時の少年の平均年齢は一七・二歳である（一四歳二七人、一五歳八六人、一六歳一〇五〇人、一七歳一六〇四人、一八〜二〇歳七八人）。成人として訴追された少年は、性別では男性が九二％、女性八％であり、人種では黒人が八三％、白人一六％であった。

(二) 罪名

少年裁判所に逆移送された事件（四八九件）のうち重大な犯罪の割合は、①第一級暴行（一六・〇％）、②重火器関連犯罪（五・七％）、③けん銃関連犯罪（九・八％）、④第一級謀殺及びその未遂（六・三％）、⑤武装強盗（四七・七％）である。これに対して、成人裁判所において少年が有罪とされた事件のうち重大な犯罪の割合は、①第一級暴行（一〇・二％）、②第二級暴行（一一・六％）、③けん銃関連犯罪（七・八％）、④強盗（一八・二％）、⑤武装強盗（二二・七％）となっている。

(三) 処分

事件処理については、全事件（二八四五件）のうち、処分なしが三三九件（一一・九％）、少年裁判所への逆移送が四八九件（一七・五％）、有罪が一〇四二件（四一・六％）、棄却・無罪等が九七五件（三八・九％）である。有罪事件の処分内訳については、処分保留が二七件（一・一％）、ジェイル／刑務所のみが一六〇件（六・四％）、ジェイル／刑務所とプロバーションに分割された刑が六八八件（二七・五％）、プロバーションのみが一五九件（六・三％）であっ

た。なお、拘禁の場所は、地区の拘留施設が五一・八%、矯正局の拘留施設が四八・二%である。

少年裁判所の管轄権を排除する犯罪について、罪名別に処分の内訳をみると、次の通りである。第一級暴行は総数五七五件のうち棄却等三五八件(六二・三%)、少年裁判所への逆移送七八件(一三・六%)、有罪一三九件(二四・二%)である。武装強盗は総数九三八件のうち棄却等二七六件(二九・四%)、少年裁判所への逆移送二三三件(二四・八%)、有罪四二九件(四五・七%)である。第一級謀殺及び同未遂については、総数二二五件のうち棄却等八五件(三九・五%)、少年裁判所への逆移送三二件(一四・四%)、有罪九九件(四六・〇%)である。けん銃使用犯罪は総数二二五件のうち、棄却等七四件(三二・九%)、少年裁判所への逆移送四八件(二一・三%)、有罪一〇三件(四五・八%)である。武器を用いたカージャックは総数一一九件のうち棄却等二七件(二二・七%)、少年裁判所への逆移送二二件(一八・五%)、有罪七〇件(五八・八%)である。火器を用いた犯罪は総数一六七件のうち棄却等七二件(四三・一%)、少年裁判所への逆移送二八件(一六・八%)、有罪六七件(四〇・二%)である。

二 移送基準と逆移送基準の異同—Gains事件判決

(一) 事実の概要

逆移送の基準を規定したメリーランド州刑事訴訟法四—二〇二条(d)の解釈について、興味深い判断を示した裁判例として、Gains事件判決がある。²⁾ 第一章で概観した通り、少年裁判所から刑事裁判所に移送する基準(メリーランド州裁判所及び司法手続法三—八A—〇六(e))と、刑事裁判所から少年裁判所に逆移送する基準(メリーランド州刑事訴訟法四—二〇二(d))は、基本的には同一である。³⁾ Gains事件において被告人は、メリーランド州刑事訴訟法四—

二〇二(d)(4)の文言の解釈を争い、逆移送の申立を却下した裁判所の判断は不当である等と主張した。以下、本件の事実の概要と裁判所の判断を紹介する。

被告人Gamsは一七歳の少年であるが、共犯者二名と共にレストランにけん銃を持って強盗に入り、何人かの客を脅迫した上で、けん銃を発射した。被告人ら三人はミニバンで逃走したが、逃走中に他の車二台と接触し、木に衝突して逮捕された。被告人は、武装強盗、第一級暴行、重罪遂行中のけん銃使用、謀殺未遂などを含む二三の訴因で成人として起訴された。被告人は逆移送によって少年裁判所への移送を主張したものの、第一審(サーキットコート)によって却下された。一審は、被告人を武装強盗、第一及び第二級暴行、窃盗、重罪遂行中のけん銃使用等を含む二三の犯罪について有罪とし、合計四〇年の拘禁刑を言い渡した。これに対して、被告人は、逆移送の申立てを却下したサーキットコートは、その裁量権を濫用したと主張した。⁴

逆移送の手続きに際しては、裁判所がメリーランド少年司法局(DJS)に移送報告書の提出を求め、被告人の逆移送の申立を補助させた。DJSのレポートには、強盗の犯行態様が詳細に記載されていた。⁵ 公判に先立って、逆移送の申立に関する聴聞が行われ、DJSのケースマネジメントの専門家と被告人の母が証人として出廷した。DJSの専門家は警察の報告書及び被告人との面談を基に報告書を作成し、逆移送を行わないのが望ましいとした。被告人の母は、聴聞において、被告人は年齢の割には極めて未成熟であり、そのために学校でも失敗したという意見を述べた。被告人の学校における記録によると、被告人はすでに退学処分を受けていること、第八学年までしか終了していないこと、テストは二〇%程度しか得点できていないこと、Cより高い成績を取ったことがないことが明らかとなった。これらの聴聞を基にして、サーキットコートは、逆移送の申立を却下した。⁶

（二）裁判所の判断

本件で問題となるのは、逆移送の文言の解釈であるが、この点について、控訴審は次のように述べる。管轄権放棄（waiver）とは、少年裁判所からサーキットコートに管轄権を移すことを言うが、「少年裁判所の目的とサーキットコートの目的は非常に対照的である。少年裁判所における審理は少年の最善の利益と公共の利益の保護の観点から処遇訓練、更生を提供することに重点を置いている。刑事司法システムにおける量刑の目的の一つも更生なのであるが、そこには、少年法の目的として挙げられていない処罰と抑止も含まれている」⁸。そして、サーキットコートに管轄権がある場合においても、少年はその管轄を放棄して少年裁判所へと逆移送することを求めることができる。

逆移送において考慮される要素は、少年裁判所が管轄権を放棄する際の要素とほとんど同じであるが、二つの点において異なる。第一に、前者においては「犯したとされる犯罪の性質」が考慮要素となるのに対して、後者においては「犯罪の性質と少年の関与の程度（傍線筆者）」が考慮要素となる点異なる。第二に、前者においては少年が非行を行ったことを推定できるかについて法文上何も述べられていないのに対して、後者においては「少年が申し立てられた非行を行ったこと」を推定できるという規定が置かれている。被告人は、第一の点について条文に基準として掲げられていない「関与の程度」を考慮要素として行われた逆移送の手続は裁量権の濫用に当たるとし、また、第二の点について推定規定がないにも関わらず被告人が犯罪を行ったことを前提に逆移送決定を行うのは法解釈の誤りであるとして、少年裁判所への逆移送を認めなかったサーキットコートの手続は違法であると主張した⁹。

裁判所は、被告人の第一の主張について、被告人の関与の程度を考慮しないように審理を行っていると判断した¹⁰。第二の主張については、被告人が犯罪行為を行ったと推定することなく、「犯罪の性質」を考慮に入れているとした¹¹。

結果として、メリーランド州控訴裁判所は、被告人の控訴を棄却し、逆移送を認めなかったサーキットコートの判断を支持した¹²。

三 逆移送決定において裁判所が考慮する要素

(一) 概説

Gains事件では、条文の文言を手掛かりに移送基準をどのように適用するかが議論された。他方で、裁判官が逆移送の考慮要素として挙げられた五つの指標を実際にどのように解釈しているのか、いかなる事情をどの程度重視して逆移送の決定を下しているかについては、必ずしも明らかではない。この点について参考になるのが、メリーランド州の状況を実証的に研究したMeansらの論文¹³である。同論文は、二〇〇四年の逆移送事件を調査しており検討対象がやや古いこと、同論文の調査時点において科学調査を行っていたのがサーキットコートのメディカルオフィスであったものの、現在ではその役割をDJSが担うようになっており、制度が異なっていることなどから、一定の限界はあるものの、メリーランド州の逆移送基準を科学的観点から検討するという分析手法は貴重であり、参照の価値はある¹⁴。本項では、第一章において概観したメリーランド州の移送制度に関する理解を前提にして、同論文の内容を紹介することにより、同州における逆移送の運用の一端を明らかにしたい。

前述の通り、少年裁判所から刑事裁判所への移送を裁判所が決定するシステムには、裁判所の裁量に移送を委ねる方式、移送する場合を推定する方式、法律の規定により必要的に移送させる方式の三つがある。裁判所による移送決定の検討において重要なのは、移送の妥当性を決定する要素である。どの移送方式を用いるかに拘らず、移送評価の

一部が科学的評価に依拠しているという事実を鑑みると、科学的な調査を行う者がその評価において何を考慮しているのかを把握するのは重要なのである。¹⁵

（二）移送評価において考慮される一般的要素

一般に、科学調査官（forensic examiner）¹⁶が移送評価の局面で重視するのは、①処遇への適応度（amenability to treatment）、②公衆に対する少年の危険性、③少年の洗練性と成熟度であるとされる。¹⁷

①の具体的内容は制定法においても判例法においても明確ではないが、科学調査官が①を評価する際には、教育、労働プログラム、里親ケア、支援団体の関与、在宅処遇（residential treatment）、拘禁などのアプローチを考慮せず、伝統的なセラピーのみを考慮する傾向にある。そのほか、当該少年に利用可能な処遇は何か、少年が成人に達するまでの時間はどのくらいかも考慮要素になりうる。

②については、少年の場合、暴力的行動の予測が大人よりも難しくなるという問題があるが、典型的に将来の暴力性と相関することが知られている危険因子として、過去の暴力歴、I Q、薬物乱用といった一般的なリスクファクターにおいても活用される因子のほか、個人、家族、学校、仲間との関係、地域社会、近所の要因などの分析が含まれる。もともと、危険評価については、基準が限定的であるほか、その内容をどのように構成するかについて指針がなく、調査官が困難を抱えているという問題もある。

③を調査する際は、精神医学者や心理学者によるインタビュー、行動観察、テストなどの手法で行われる。②とは異なり③については標準化されたテストがあるものの、そこから得られた結果をどのように評価に組み込むかについ

ての標準が存在しないという問題がある。

(三) 問題の設定と分析の方法

以上のような、一般的な問題認識を前提に、同論文はいかなる要素が調査官と裁判官のそれぞれの判断に影響するのかの検討に移る。本稿第一章で見たように、被告人が少年司法システムの審理にふさわしいかを評価する際に裁判所が考慮しなければならない制定法上の基準は、少年の年齢、非行少年施設等における処遇への適合性、少年の精神的・心理的な状態、少年が行ったとされる犯罪の性質、公衆の安全である。この条文に基づいて決定をする際には、裁判所は少年自身、少年の家族と環境、事件の処分に関連する要素の調査を命じることができる。手続としては、裁判所の命令により科学調査官が調査を行い、調査が完了後に裁判所は当該調査の結果を踏まえて事件を少年裁判所に逆移送すべきかについて決定することとなる¹⁸。ここでの課題は、①裁判官は調査官の意見にどの程度同意するのか、②どのような要素が調査官の意見及び裁判官の決定に最も重要なかを明らかにすることである。

Meansらは調査の方法として、ボルティモア市サーキットコートのメデイカルオフィスに所蔵されている裁判所事件ファイルを対象に、二〇〇四年において、逆移送手続において調査対象となった被告人のうち二〇〇件を無作為に選んだ¹⁹。そして、選んだ事件から、事件を移送すべきかどうかに関する意見、犯行時年齢と評価時の年齢、心理的成熟度に関する意見、感情的成熟度に関する意見、処遇適合性に関する意見、ジェンダー、人種、雇用歴、メンタルヘルス診断歴、薬物使用障害の診断歴、少年司法サービスにおける処遇歴、公衆安全への危険に関する意見、犯罪中の武器使用、犯罪に関与したとされる行為者の数、被告人の子どもの数、犯行時における被告人の住まい (Living

arrangement）とった情報を抽出した。Meansらは、これらの要素を変数として、上記の問題①②の分析を行った。

（四）結果

Meansらの分析により、裁判官の決定に影響を与える変数については、次のことが明らかになった。²⁰ 裁判官の決定に最も影響を与えるものから順に、調査官の意見（移送率七七％）、処遇への適合性（移送率七二・四％）、公衆安全への危険（低い場合の移送率七八・四％）、DJSにおける処遇歴（処遇歴がない場合の移送率七四・三％）、犯罪歴（前歴がない場合の移送率八二・九％）である。五〇・三％の事件において、裁判官は被告人を成人裁判所から少年裁判所に移送しているが、一方で、科学調査官は移送を五七・一％の事件において薦めていることが明らかになった。裁判官は四九・七％の事件において移送に反対しているが、科学調査官は四二・九％の事件において被告人を成人システムに留めるべきであると主張している。また、調査官が移送を勧めた場合に裁判官が移送を決定するオッズ比は、調査官が移送に反対した場合よりも二・二一倍大きい。他方で、被害者を負傷させたこと、被告人が家族と暮らしていること、人種、単独犯であることは、裁判官の決定に重大な関連性を持っていない。

他方、独立変数としての調査官の意見に関する分析の結果については、最も関連性が高いのは、処遇適合性、公衆安全へのリスク、感情的成熟度、DJSの関与、前歴であることが明らかになった。²¹ 被害者を負傷させたかどうか、家族と住んでいるか、単独犯であるか、雇用歴があるか、ジェンダーについては、調査官の意見と関連しない。Meansらは、犯罪時の行為者が単独であること、被害者が負傷したことは、公衆安全に対する危険を示すものであり、裁判官が成人裁判所から少年裁判所へ移送する最終決定の際に関連があるという仮説を立てていたが、この点は分析の結

果否定されている。この点について、Meansらは、被害者の負傷と言ったその他の要素は、あまりにも個別的過ぎる要素であり、より大きな構造（たとえば、公衆安全へのリスク）に含みこまれるとみることでもできようとの分析を示している。²²

このようなMeansらの分析から読み取れることは、裁判官の決定は、科学調査官の意見と強く関連するということである。²³ 裁判官の移送決定に影響を与えるその他の要素としては、被告人の処遇適合性、公衆安全への危険が挙げられる。前者について、Meansらは、裁判官は、更生可能性に乏しい少年に少年司法資源を割くことを避けたいと考えているという推測をし、後者については、DJSのセキュリティが成人システムより低く、収容に不安が残るという推測をしている。²⁴ 裁判官の決定と重要な関連を持つその他の要素としては、より若年であること、過去にサービスを受けた履歴のないこと、学校に通っていることなどの要素が挙げられるが、これらは、被告人がより処遇に適合的であることを示している。過去に犯罪歴があり、そして薬物を使用し、武器を使用するといったことは、被告人の公衆安全リスクを増大させるものである。²⁵

おわりに

本稿においては、メリーランド州における自動的移送及び逆移送制度について、制定法を概観した上で、逆移送に関する統計、逆移送の際に考慮される基準の重要度について簡単な紹介を行った。その結果、自動的移送の対象となる犯罪は広範であるものの、二割以上の事件では逆移送の対象となっており、成人裁判所の逆移送審理において

は科学的調査が活用されており少年の処遇適合性や公衆安全のリスクが逆移送決定における重要な要素となっていることが明らかになった。

本論文の冒頭で述べたように、少年の処遇適合性と公衆安全のリスクという要素は、均衡のとれた修復的正義モデルの具体的適用において問題となりうるが、この点について、本論文においては裁判例を踏まえた分析を行うことができなかつた。均衡のとれた修復的正義モデルが、同州の自動的移送及び逆移送制度においてどのように適用されているかについては、同州における裁判例の分析を中心に別稿において検討することとしたい。

¹ https://djs.maryland.gov/Documents/publications/Overview_Youth%20Charged%20as%20Adults_012716.pdf

² *Gains v. State*, 201 Md. App. 1 (2011).

³ ただし、前者は条文に列挙されている基準を「個別のもしくは相互に関連させて」考慮することができるのとされているのに対して、後者にはそのような文言は存在していない。これを素直に読むと、後者については、条文上列挙されている五つの要素をどのように考慮するかは解釈に委ねられていることになる。

⁴ 201 Md. App. 1, 5.

⁵ *Id.* at 6.

⁶ *Id.* at 8.

⁷ そのほか、被告人は、DJJSの専門家によるインタビューは実質的には取り調べに当たるのであるから、ミランダ警告なくインタビューを行うことは第五、第六修正に違反するのではないかという論点も提示している。この点については、①裁判所は証拠法に必ずし

も拘束されず、また、報告書の全体を考慮するかどうかの裁量を与えられていること、②被告人のインタビュールにおける発言は公判廷で示されていないこと、③裁判所は決定に際してこれらに依拠していないことから、違憲ではないと判示されている。Id at 16-18.

8 Id at 8-9.

9 Id at 12.

10 Id at 12-14.

11 Id at 15-16.

12 Id at 22-23.

13 Ronald F. Means, et al., 'Transferring Juvenile Defendants From Adult to Juvenile Court: How Maryland Forensic Evaluators and Judges Reach Their Decisions,' 40(3) J. Am. Acad. Psychiatry Law 333 (2012).

14 Meansらは、その他の限界として、①調査件数が相対的に少ないことから変数分析の結果が不正確になっている可能性があること、②いくつかの変数が重複しうること、③公衆安全への危険や処遇適合性については、より大きなサンプル数を用いて検討する必要があること、④一般化された結果を得るためには、異なる法域・州をまたぐデータが必要であること、⑤新しい事件のデータを収集すること、最近の変化の傾向を導くことが望ましいこと、などを挙げてゐる。Id at 339.

15 Id at 334.

16 直訳すれば「法医学調査官」であるが、「法医学」という限定を付すのが適当でないと思われたので、本文のように意識した。

17 Id at 334.

18 メリーランド州刑事訴訟法四二〇二条(e)。

19 Id at 335. 提供されたデータによって本人が特定されないような配慮がなされた。二〇〇件のうち、三九件は被告人に対する公訴が棄却されたために分析の対象外となった。残りの一六一人のうち、一三八人が男性、二三人が女性である。被告人のうち、一五四人がアフリカ系アメリカ人、七人が白人である。犯罪時の被告人の年齢は、一四・二〇〜一八・〇八の範囲内である(中央値＝一六・八一、標準偏差＝〇・七〇)。評価時の年齢は一四・五八〜一九・〇八である(中央値＝一七・二六、標準偏差＝〇・七四)。

20 Id at 336. See, Table 1: Univariate Analysis with Judges' Decisions as the Dependent Variable.

²¹ Id at 337. See, Table2: Univariate Analysis with Evaluators' Recommendations as the Dependent Variable.

²² Id at 338.

²³ Meansは、裁判官は調査官がアクセスできない事件や被告人に関する情報（特に、犯罪と被告人の責任に関する広範かつ詳細な情報）を知っているにもかかわらず、裁判官と調査官の意見が一致するということは、両者の合意のレベルが高いことを意味すると分析している。 Id at 338.

²⁴ Id at 338.

²⁵ Id at 338.

* 本稿は、JSPS科研費17K13629、19H01424の助成を受けたものである。